

令和6年第4回定例会

雨竜町議会会議録

令和6年12月10日 開会

令和6年12月10日 閉会

雨竜町議会

令和6年第4回雨竜町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年12月10日（火曜日） 午前10時00分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

議会報告、例月出納検査報告、行政報告、教育行政報告、行政常任委員会
所管事務調査報告、道外政務調査報告

第 4 一般質問

第 5 議案第42号 専決処分した事件の承認について

「令和6年度雨竜町一般会計補正予算（第4号）」

第 6 議案第43号 議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

第 7 議案第44号 特別職給料額等支給条例の一部を改正する条例の制定につい
て

第 8 議案第45号 雨竜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

第 9 議案第46号 雨竜町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

第10 議案第47号 雨竜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定につい
て

第11 議案第48号 雨竜町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制
定について

第12 議案第49号 雨竜町農業集落排水処理施設維持管理基金条例を廃止する条
例の制定について

第13 議案第50号 雨竜町ジュニアスクールを管理する指定管理者の指定につい

て

- 第14 議案第51号 南竜地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について
- 第15 議案第52号 伏古地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について
- 第16 議案第53号 雨竜町高齢者コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について
- 第17 議案第54号 豊里地域コミュニティセンターを管理する指定管理者の指定について
- 第18 議案第55号 洲本地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について
- 第19 議案第56号 面白内地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について
- 第20 議案第57号 第10町内コミュニティセンターを管理する指定管理者の指定について
- 第21 議案第58号 追分公園を管理する指定管理者の指定について
- 第22 議案第59号 令和6年度雨竜町一般会計補正予算（第5号）
- 第23 議案第60号 令和6年度雨竜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第61号 雨竜町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第26 発議第 1号 雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 意見書案第6号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書
- 第28 会議案第6号 閉会中の委員会所管事務調査について

○出席議員（8名）

1番 吉見拓也	2番 佐々木 徹
3番 木村啓治	5番 吉本周治
6番 野村耕次郎	7番 沖田浩一
8番 須見栄一	9番 竹ヶ原利明

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

5番 吉本周治	6番 野村耕次郎
---------	----------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	白川久純
農業委員会会長	高島智之
代表監査委員	木村幸一
副町長	源英博
会計管理者 （出納室長）	先名輝彦
総務課長	安田尚之
住民課長	高瀬則道
産業建設課長	中野達也
産業建設課室長	村本邦広
産業建設課技術長	西井浩司
総務課主幹 （総務）	梶田勝也
住民課主幹 （福祉生活環境）	青柳祐揮枝
住民課主幹 （保健）	佐々木未歩
産業建設課主幹 （農政林務）	宗近秀靖
産業建設課主幹 （農村整備）	佐々木 督

産業建設課主幹 (商工観光)	小川智代
産業建設課主幹 (建設管理)	西井浩司
出納室主幹 (税務会計)	小川和宏
教 育 長	糸谷尚徳
教 育 課 長	瀧山智治
教 育 課 主 幹 (教 育)	北川忠
農 業 委 員 会 長 農 務 局 長	中野達也
農 業 委 員 会 長 農 務 局 次 長	藤田岳民
監査委員事務局 書 記 局 長	小宮山めぐみ

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	小宮山めぐみ
主 査	石川実砂希

(午前10時00分)

◎開会の宣告

○議長（竹ヶ原利明） おはようございます。議員及び説明員の欠席状況を局長に説明させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 説明員の欠席状況を報告いたします。

総務課、長原主幹が所用のため、欠席の届出が出ておりますことを報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） ただいまの出席議員は8名であり、定足数に達しておりますので、令和6年第4回雨竜町議会定例会第1日を開会します。

本定例会の運営について議会運営委員会を開催し、協議を行っております。その内容を委員長、沖田浩一議員より説明いたします。

沖田浩一議員。

○議会運営委員会委員長（沖田浩一） おはようございます。令和6年第4回定例会の議事運営について、去る11月26日に議会運営委員会を開き、協議をしておりますので、報告いたします。

本定例会の日程、会期及び案件については、町長提出議案は専決処分1件、条例の制定8件、指定管理者の指定9件、補正予算2件、人事案件1件。次に、議会提出議案は一般質問2件、発議1件、意見書案1件、会議案1件となっております。また、諸報告の中で行政常任委員会所管事務調査報告及び道外政務調査報告を聞くことといたします。

以上で報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 本定例会について地方自治法第121条第1項に基づく出席要求による説明員は、配付資料のとおりであります。

◎開議の宣告

○議長（竹ヶ原利明） これより本日の会議を開きます。

議事日程について局長より説明させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 本日の議事日程について説明いたします。お手元に配付しております議事日程表を御覧ください。

令和6年第4回雨竜町議会定例会議事日程（第1号）。第1日、令和6年12月10日火曜日午前10時開議。日程番号1、会議録署名議員の指名。日程番号2、会期の決定。日程番号3、諸報告といたしまして議会報告、例月出納検査報告、行政報告、教育行政報告、行政常任委員会所管事務調査報告、道外政務調査報告。日程番号4、一般質問2件。日程番号5、議案第42号、専決処分1件。日程番号6から12、議案第43号から第49号、条例の制定7件。日程番号13から21、議案第50号から第58号、指定管理者の指定9件。日程番号22及び23、議案第59号及び第60号、補正予算2件。日程番号24、議案第61号、条例の制定1件。裏面を御覧ください。日程番号25、議案第62号、人事案件1件。日程番号26、発議第1号、発議1件。日程番号27、意見書案第6号、意見書案1件。日程番号28、会議案第6号、会議案1件。以上を本日の議題とするものであります。

なお、議件名については記載のとおりですので、朗読を省略します。

以上で説明を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） ただいま局長に説明させた日程により進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、令和6年第4回雨竜町議会定例会議事日程のとおり進めることといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条により、

5番 吉本周治 議員

6番 野村耕次郎 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

◎諸報告

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号3、諸報告を行います。

まず、議会報告を局長にさせます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） お手元に配付してあります議会報告書を御覧ください。今回は、令和6年9月11日から12月9日までの間のものであります。主な件について説明いたします。

1番、10月7日、中空知町議会議長連絡協議会第2回定期総会が上砂川町で開催、5番、10月24日、25日に空知町村議会議長会第2回定期総会が札幌市で開催され、両会議に竹ヶ原議長が出席し、中空知、空知それぞれの今後の事業予定や令和7年度事業計画、役員選出などについて協議しております。

4番、10月21日から23日の3日間、雨竜町議会道外政務調査を実施し、神奈川県山北町議会及び神奈川県大磯町議会において議会改革及び議会活性化の取組について、全議員参加の下、本町のこれからの議会改革、活性化を念頭に訪問先の両町において様々な意見交換を行い、今後の議会運営のための調査訪問を実施しております。

8番、11月10日から12日にかけて空知町村議会議長会道外行財政制度政務調査に竹ヶ原議長が出席、宮城県蔵王町議会において一般会議、議会キッズページについてを、宮城県柴田町議会において公開議員研修会の運営方法と実績、議員間討議運営方法と実践について調査を実施しております。また、引き続き11月13日、町村議

会議長会全国大会に出席し、全国町村議会議長会として要望書案や決議案の採択を実施しております。

そのほか議会の動静や各委員会の開催状況につきましては記載のとおりであり、説明を省略させていただきます。

以上で議会報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、例月出納検査報告を聞きます。

木村代表監査委員。

○代表監査委員（木村幸一） 例月出納検査の結果について報告申し上げます。

令和6年度会計8月分については9月13日に、同じく9月分については10月15日に、同じく10月分については11月15日にそれぞれ実施しており、地方自治法第235条の2第3項の規定により議長宛てに報告しております。写しがお手元に配付されていると存じますが、一般会計並びに国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水事業特別会計について関係諸帳簿、証憑書類並びに現金、預貯金を照合し、いずれも適正に執行されており、相違ないことを確認いたしました。

なお、各計数につきましては調書のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、町長より行政報告を聞きます。

白川町長。

○町長（白川久純） おはようございます。ただいま議長から行政報告のお許しをいただきましたので、既に配付済みの行政報告書により報告をさせていただきます。

まず、1番目に一部事務組合議会の開催でございます。中空知衛生施設組合議会から滝川地区広域消防事務組合まで、全て滝川市の議場で行われております。また、6番、空知教育センター組合議会については滝川市内の空知教育センターで開催されております。

1枚めくっていただきまして、右肩、資料1とございます。中空知衛生施設組合議会第2回定例会が11月27日、私、それから木村、佐々木各議員が出席しております。この中では中空知衛生施設組合の一般会計の補正予算並びに令和5年度の会計の

歳入歳出決算の認定についての審議がされております。全て承認、可決という形になってございます。

2番目、石狩川流域下水道組合議会第2回定例会が同じく11月27日、私と吉本議員が出席しております。こちらのほうも一般会計の補正予算1件、さらには副組合長の選任ということで奈井江町の辻脇副町長が副組合長として選任されたところでございます。また、令和5年度の歳入歳出決算認定について提案がありまして、全て原案どおり承認、可決されているところでございます。

中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会が11月28日、私と竹ヶ原、沖田各議員が出席しております。ここでは一般会計ほか3特別会計の決算認定ということで、全て認定がされたところでございます。

その下、4番目、中・北空知廃棄物処理広域連合議会第2回定例会、同じく11月28日に開催されております。私と木村議員が出席したところでございます。ここでも歳入歳出決算の認定ということで全て原案どおり承認、認定されたところでございます。

一番裏のページに移ります。5番目、滝川地区広域消防事務組合議会第2回定例会が11月28日に開催されまして、私、それから木村、野村各議員が出席したところでございます。こちらも一般会計の補正予算、それから令和5年度の歳入歳出決算の認定ということで、全て原案どおり可決または認定されたところでございます。

6番目、空知教育センター組合議会第2回定例会、11月28日に開催されております。こちらは野村議員が出席されております。教育委員の任命ということで新たに長沼町の間嶋教育長が選任に同意をされているところであります。また、令和5年度の一般会計ほか2特別会計の決算認定ということで、全て認定されているところでございます。

表紙のほうに戻っていただきます。その他ということで指定寄附金がありました。札幌市にお住まいの個人の方より100万円、ふるさと創生事業基金として指定寄附をいただいたところでございます。

それから、ふるさと寄附金ということで9月1日から11月30日までの実績が載っております。東京都にお住まいの個人ほか3,623件、金額にしまして1億1,

710万9,700円ということで、前年の同期に比べまして5,294万3,700円の増となっております。寄附者の内訳でありますけれども、道内の方から496件、道外の方から3,128件、合計で3,624件の寄附をいただいております。道内の方からは前年同期と比べますと288件、道外の方からは2,065件、全体で2,353件の寄附の増となっております。今年度、11月30日現在の総額でございますけれども、2億1,151万2,100円、前年対比で184.1%、9,663万9,900円の増となったところでございます。寄附者の内訳では道内の方が1,125件、648件の増、道外の方が8,145件、5,396件の増となったところでございます。全体では9,270件、6,044件の増、287.4%の実績となったところでございます。

その他でございますけれども、北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会、私この協議会の副会長の立場として中央要請を10月22日から24日の間、東京都におきまして要請活動を行ったところでございます。また、農業農村整備事業の推進等を求める中央要請ということで11月5日から7日、こちらも東京のほうで行ったところであります。農業農村整備事業の推進の関係につきましては、空知の土地改良事業団体連合会理事としてこの要請活動に参加させていただいたところであります。それぞれ令和6年の補正予算並びに令和7年度当初予算に関わる農業農村整備事業の予算要望ということで、予算の確保に向けて道内選出議員、それから関係省庁に対する要請活動を行ってきたところでございます。

私からの行政報告は以上でございます。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、教育長より教育行政報告を聞きます。

糸谷教育長。

○教育長（糸谷尚徳） おはようございます。教育行政報告を行います。今回は、令和6年9月5日から12月9日までの間のものであります。

1番目の教育長職務代理者の指名についてであります。教育長職務代理者、宮武稔、指名年月日、令和6年10月1日。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長職務代理者を委員の中より指名することとなっております。前職務代理者でありました浦本和仁氏が令和6年9月30日、任期満了に伴い

退任したため、新たに宮武稔氏を教育長職務代理者として指名したものでございます。

2番目の令和6年度全国学力・学習状況調査結果の公表についてであります。全国学力・学習状況調査、本年4月に小学6年生は国語と算数、中学3年生は国語と数学の教科で実施されております。本調査結果が子供たち全ての学力を網羅されているとの考えはありませんけれども、本調査結果を有効活用するため小中学校と教育委員会において調査結果の分析を行いまして、その中で雨竜町の子供たちの学習実態を把握し、個々の学習面の強みや弱み等の実態把握、個別の支援や指導方法の工夫、改善、補完的な学習の設定など、小中学校の学力向上対策を講じております。本年も昨年同様町教育委員会で協議し、全国学力・学習状況調査の結果を小中学校の保護者、議会、さらには北海道教育委員会へ公表することといたしました。今年度より様式のレイアウトが変更となり、小中学校の結果が一体となりましたが、公表内容については以前同様教科全体の状況、レーダーチャートを活用したもの、それから平均正答率、児童生徒の質問調査の状況とその結果の分析、学力向上対策などを示したものを本日付で、資料1と書いてありますけれども、A4判の資料1とA3判の表を付して小中学校の保護者に向け公表することといたしております。

それでは、資料1のA3判の資料を御覧いただきたいと思っております。レーダーチャートにつきましては、全国を100として黒の線を表示しております。北海道の平均が赤、本校分は青で表示してございます。左側の小学校のレーダーチャートを見ていただきたいと思っております。御覧のとおり、国語については6つの領域がございまして、その6つの領域中2つが100ポイントを上回る結果となりました。算数については4つの領域全てが全国平均を下回る結果でございます。平均正答率、右肩のほうに書いてございますけれども、全国の数字は書いてございませんけれども、全国と比較して国語で5.7ポイント、算数で8.4ポイント全国平均を下回る結果となりました。右側の中学校を見ていただきたいと思っております。国語については6つの領域中4つ、数学については4つの領域中3つが上回る結果となりました。平均正答率は国語、数学とも全国平均を6ポイント上回る結果となっております。

次に、中段の質問調査の状況でございますけれども、小学校、中学校ともいずれも全国、全道平均を上回る項目が多くなっております。特に小学校ではタブレットなど

のICT機器の使用頻度の問いに対し、ほぼ毎日使用させているとの回答を得ております。また、中学校では指導方法の改善、工夫、実生活における事象との関連を図った数学の授業を行ったかの問いに対し、いずれも100%の回答を得ております。

質問調査結果を受けて考えられる要因分析結果については、下段のほうに書いてあるとおりでございます。

今回の調査結果を受けまして、今後の町における学力向上対策として3つの項目を記載しております。いずれにいたしましても、今後とも義務教育9年間を見通した授業展開と生活習慣の確立を車の両輪と位置づけいたしまして、学校、家庭、地域、行政が一体となって学力向上の取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、全国学力・学習状況調査の結果公表についての説明を終わります。

次に、3番目の令和6年度雨竜町教育行政事務の管理執行状況に関する点検評価報告書でございます。この点検評価報告書につきましては、平成20年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正、施行されたことにより、その結果に関する報告書を作成し、これらを議会に提出するとともに公表することとなっております。この報告書は、教育委員会内部だけの検証ではなく、客観性や透明性を確保するため外部評価委員からの意見を取り入れることとなっており、それらをまとめたものがこの報告書でございます。11月30日に開催されました教育委員会で既に承認をいただいております。

お手元の資料2の1ページを御覧いただきたいと思っております。1番目の趣旨につきましては、ただいま申し上げたとおりでありますので、割愛させていただきます。

2番目の点検評価の対象等についてでございますけれども、雨竜町振興基本計画の中の明るい未来を描く教育、文化、スポーツのまちづくりに位置づけられた教育委員会所管の主な事業を実施したその取組について内部、外部評価を点検したものでございます。

12ページをお開き願いたいと思っております。内部・外部評価主要事務事業の一覧でございます。11月22日に2名の外部評価委員にて、ここに記載してあります12の事業について点検評価を行っております。7つの事業でA評価、3つの事業でB評価、2つの事業でC評価となっております。C評価の一つについては事業の廃止となって

おり、他の11事業については引き続き継続となっております。外部評価委員の意見等は記載のとおりであります。

なお、2ページから11ページには教育委員会の活動状況及び教員委員会関係委員会活動状況、また13ページから15ページには資料として教育委員会及び教育委員会協議会の議件を掲載してありますので、後ほどお目通し願います。

以上で令和6年度雨竜町教育行政事務の管理執行状況に関する点検評価報告書についての説明を終わります。

4番目、雨竜町スポーツ奨励賞の表彰についてでございます。令和6年10月22日に2件のスポーツ奨励賞の表彰を行いました。表彰者は、いずれもバレーボール少年団、アルテミス雨竜であります。表彰理由については記載のとおりでございます。

5番目の雨竜町スポーツ少年団の活動結果についてでございます。9月14日、15日、深川市で開催されました第22回北海道スポーツ少年団バレーボール交流大会をはじめななかまど杯、それから次のページにありますはまなす国体、3つの全道大会に出場しました。その中でも2ページ目に掲載しております11月23、24日、深川市で開催されましたはまなす国体記念第33回ふかがわカップ全道小学生バレーボール優勝大会で見事優勝をしました。雨竜暑寒ブレイズ時代を含めて全道大会での優勝は今回が初めてであります。なお、交流大会、ななかまど杯は、いずれも3位という結果でございました。

6番目の雨竜中学校部活動の結果についてであります。まず、野球部ですけれども、9月21日から23日にかけて岩見沢市で文部科学大臣杯第16回全日本少年春季軟式野球大会ENEOSトーナメント兼北海道少年軟式野球選抜選手権大会名鉄観光トーナメント南・北海道大会並びに10月5日、6日、深川市で開催された北海道新聞社杯北空知中学野球新人大会に北空知5町の合同チーム、北空知連合で出場し、両大会とも準優勝でありました。女子バレーボール部です。9月14日、沼田町で開催された令和6年度北空知地区中学校バレーボール大会新人戦を皮切りに3つの大会に雨竜中学校、沼田中学校2校による合同チームで出場しております。結果は、10月5日、北竜町で開催された北空知地区中学校バレーボール大会はまなす大会で優勝、他の2大会はいずれも準優勝でございました。ソフトテニス部です。9月14、15日、

砂川市で開催された第46回ゴーセン杯中空知中学校新人戦ソフトテニス大会が行われ、男女とも団体戦、個人戦ダブルス、シングルスにそれぞれ出場しております。女子団体戦で優勝、男子は5位となり、空知大会への出場権を獲得しております。また、男子ダブルスで1組、女子ダブルスで2組、男子シングルスで2名、女子シングルスで3名が空知大会への出場権を獲得いたしました。他の結果については記載のとおりであります。

以上で教育行政報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、行政常任委員会から所管事務調査報告を聞きます。

行政常任委員会委員長、吉見拓也議員。

○行政常任委員会委員長（吉見拓也） おはようございます。行政常任委員会所管事務調査報告を行います。

日時につきましては、令和6年11月21日木曜日。

出席者におきましては記載のとおりとなっております。

調査結果、人口減少への課題と取り組み。本町における人口は、減少と高齢化が進み、2035年には2015年から比較すると約1,000人減少、10年で500人ずつ減少すると推計されており、出生数に至っては近年1桁にとどまっている。平成4年から行っている定住対策事業においては、現在の住まいる定住促進事業に至るまで出産祝金、若者定住、宅地、持ち家奨励や基幹産業である農業における新規就農者やUターン就農奨励を行っているほか、定住促進事業以外にも農業後継者のための補助事業や、商工においても商工振興、地域雇用推進事業を目的とした補助事業が行われており、事業が活用されている反面、転入などの人口が増加するまでには至っていないのが現状である。定住には働く場所の確保、農業、商工業の雇用の推進、商店がない、交通手段に不安を感じるなど本町の課題は多いが、本町の魅力やPRのため様々な角度から多方面の人々の目に留まるようSNS等を活用した情報発信により、関係人口の増加、将来的に定住への検討を希望する方につなげる取組が必要であると考える。これまでの定住対策を継続しながら安心して生活できるサポート体制を新たに構築する必要があるが、行政だけで解決できる問題ではなく、町民の意見を十分に取り入れ、引き続き関係団体と連携し、人口減少の鈍化に向けて取り組まれない。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 次に、道外政務調査報告を聞きます。

8番、須見栄一議員。

○8番（須見栄一） おはようございます。ただいまより雨竜町議会道外政務調査報告を行います。

日時、令和6年10月21日月曜日から10月23日水曜日まで。

場所におきましては、神奈川県足柄上郡山北町議会、同じく神奈川県中郡大磯町議会を視察に行きました。

出席者につきましては、全議員と議会事務局2名で行いました。

調査報告、議会改革及び議会の活性化の取組について調査を行いました。本町議会は、昨年の統一地方選挙において初の定数割れの結果となり、今後の議会活動、運営に支障が出ると感じ、昨年度は道内の浦幌町議会、今年度は道外で議会改革を先進的に取り組んでいる神奈川県山北町議会、大磯町議会の2つの町を訪問し、近年多くの議会が抱える共通課題である議会の在り方、そして議会の活性化、また議員の担い手不足について調査を行いました。山北町議会におきましては、平成25年より議会のあり方検討委員会を設置、議会活動活性化に重点を置き、平成27年には議会基本条例を制定、議会改革の取組を実施しておりました。議員の成り手不足対策など次世代育成や小委員会の設置により小学生から大学生までの出前授業などを精力的に行っているほか、おしゃべりカフェを各種団体や駅前店舗に出向いて気軽に住民参加のできる環境で実施し、議会広報においても広報モニターの設置により住民の意見などを幅広く取り入れ、住民に身近な議会広報の作成を行っておりました。

また、大磯町議会においては、議会活性化の視点から議会の機能強化、住民参加の議会など開かれた議会を目指し、平成21年に議会基本条例を制定、議会報告会を年2回実施するほか、テーマを決めずにフリートークでグループ討議を行うなど、住民との対話を重視した活動を実施しております。議会広報においては表紙の一般公募を行い、住民に読んでいただく紙面づくりに重点を置き作成をしておりました。また、これまでの町の歴史、文化を守りながら、地域の開発計画が進む中、主に女性が中心となった住民運動などが行われたことにより女性議員が増え、平成15年からは全議

員の5割が女性議員である状況を維持し続けておりました。今では議員の経験、性別に関係なく互いを尊重し、意見の言い合える議会が確立されていきました。

両町それぞれの訪問において様々な意見交換を行い、参考とすべき点が多く、有意義な政務調査となりました。

社会は急速に多様化し、求められるニーズも変化してきております。議会が担う責任はさらに重要となっております。今回の調査で見聞き、感じたことを本町議会で行い、議員一人一人が自ら考え行動し、議会の活性化、持続可能な議会運営となるよう努めたいと思います。

以上、道外政務調査報告を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 以上で諸報告を終了します。

◎一般質問

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号4、一般質問を行います。

質問者は内容を簡潔明瞭に質問され、答弁者も簡潔に答弁願います。

質問順1番、森林環境譲与税の今後の活用は。

2番、佐々木徹議員。

○2番（佐々木 徹） 2番、佐々木です。森林環境譲与税の今後の活用はということで質問いたします。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等があり、適切な森林整備を進めていくことは国土や国民の生命を守ることにつながります。平成30年5月に設立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組の下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保することから、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が設立されました。森林環境税は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組を用いて国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものですが、森林整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされています。本町の森林面積は総面積の70%であり、そのうち

町有林を含む私有林は2, 219ヘクタールあります。このようなことから、森林整備に関する施策は重要と考えますが、本町において森林環境譲与税を今後どのように活用していくのか町長に伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） ただいまの佐々木議員からのご質問にお答えしたいと思います。

議員からお話のありましたとおり、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林保全を目的として令和6年度から森林環境税を個人住民税の均等割と併せて1人年額1, 000円を町が賦課し、徴収している国税であります。今年度国では約600億円の税収を見込み、国から森林環境譲与税として全国の自治体に、これは都道府県も入ります。都道府県、市区町村に対して私有林の人工林面積、これは55%、それから林業就業者数、これは20%、及び人口割25%といった客観的な基準で配分されているところであります。また、森林環境譲与税は法制化された令和元年度から譲与を受けており、同年9月に雨竜町では雨竜町森林環境譲与税基金条例を制定しております。これにより、全額を基金に積み立てて年度ごとに目的に沿った各種事業の財源として活用させていただいているところであります。令和5年度を見ますと、国から354万2, 000円の森林環境譲与税の譲与を受けて201万6, 000円を基金から取り崩し、林道の維持補修工事、それから森林経営の意向調査費、また林業の担い手確保を目的とした北海道林業・木材産業人材育成支援協議会への負担金などに充当しているところであります。

なお、この森林環境譲与税の使い道、使途は公表するということになっておりますので、現在雨竜町のホームページで公表しているところでありますけれども、今後は町の広報紙でも使い道をお知らせしていかなければならないと考えているところであります。

今後の森林環境譲与税の活用でありますけれども、この森林環境譲与税の活用に向けた基本方針というのを令和6年3月に策定し、1つには地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備の推進、2つ目には新規就業者の確保、林業従事者です、この確保や通年雇用化の促進など林業就業者の安定的な確保に向けた取組、3つ目としまして町内の公共施設などの木造化、木質化の促進、また木質バイオマスの利用促進な

どによる木材の利用促進にも使いたいというところであります。さらには、森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて普及啓発を進めていくということにしております。今後ともこの基本方針に沿って各種事業を進めてまいる所存であります。よろしく願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 2番、佐々木徹議員。

○2番（佐々木 徹） 令和6年度の基本方針の内容は理解しました。先ほども申し上げましたが、地球温暖化防止のためなどに森林環境譲与税は活用されなくてはなりません。本町はゼロカーボンシティの宣言もされていますが、CO₂など温室効果ガス排出削減のためには森林等の吸収源が重要視されております。例えば本町の町木でもあるトドマツの植樹祭を町有林などで行うなど未来に向けた環境整備を今後も考えていただき、町民が理解できる森林環境譲与税の活用を取り進めていく必要があると考えますが、再度町長に伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） 再質問にお答えします。

先ほどお話がありました雨竜町ゼロカーボンシティ宣言というのは令和5年3月に宣言をしております。カーボンニュートラルを目指す取組ということで2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするというものでありまして、これは今全国の自治体でゼロカーボンシティ宣言をされているところでもあります。地球温暖化対策としての森林の果たす役割は議員おっしゃるとおり極めて重要であると認識しております。今年町有林、桂の沢北線の林業専用道の新設工事を行ったところであります。これは交付金事業でございますけれども、この工事が完成しますと、適齢期、いわゆる伐期を迎えた桂の沢町有林の主にトドマツの伐採を計画しているところであります。伐採後には、切った後には植えるということになろうかと思っております。新たに植林を行っていくこととなりますので、議員おっしゃるとおり町民が植樹祭などで森林に親しんでもらうということは普及啓発活動としてとても重要なことだというふうに考えております。

また、今年の4月にですけれども、国有林を管理する空知森林管理署北空知支署と雨竜町桂の沢地域森林整備促進協定を締結させていただいたところであります。森林

管理に関する専門技術などを参考にさせていただきたいということも含めて、水源涵養機能など多面的な機能を発揮する森林を将来にわたって守り育てていくために森林環境譲与税を有効に活用してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 質問順2番、妊産婦支援策の拡充について。

6番、野村耕次郎議員。

○6番（野村耕次郎） 6番、野村でございます。妊産婦支援策の拡充についてを質問いたします。

本町では充実した子育て支援ということで妊産婦、幼児、小学生、中学生に対し各種支援を行っているところでありますが、臨月を迎えた妊婦に対する施策について伺いたいと思います。現在妊婦の多くは砂川市や旭川市の産婦人科を受診しており、近くには産婦人科がない状況にあります。陣痛が始まった場合、家族が近くにいればいいのですが、連絡も取れない、まして昼間となれば一人で過ごす時間も長く、妊婦も不安な状況になりますし、陣痛などが起こった場合、一刻も早い対応が求められるため、病院までの移動時間が長ければ長いほどさらに不安な状況に陥ることになります。このような状況にならないよう急を要する場合や不測の事態の妊婦に対しサポートすべきと考えますが、町長に伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） 野村議員のご質問にお答えしたいと思います。

本町では全ての出産、子育て世帯が安心して産み育てることができるよう身近なところで相談に応じる伴走型相談支援、それから経済的負担を軽減するために出産応援給付金、子育て応援給付金等の支援、また妊婦健診をはじめとする各種健診事業を多く実施するなど、多くの支援を行っております。そのことで安心して産み育てやすく、子育てにも優しい施策を進めているところでございます。

妊娠中におきましては、体質ですとか体調の著しい変化などもあり、また様々なストレスを抱えた中、大変不安な状況にもあろうかと思えます。そういう状況の中で、出産に向けてはご家族のご協力を得ながら、事前に関係する医師とも相談した中で十分に準備をされていることと思えます。議員からも質問にありますとおり、急を要す

る場合ですとか不測の事態が起きた際に行政としてどのようなサポートができるのか現段階ではお示しできるものがございません。町としては今後も引き続き妊産婦や子育てに対する支援を実施していくなど、妊産婦に優しい環境づくりに努めてまいるところでございます。

以上です。

○議長（竹ヶ原利明） 6番、野村耕次郎議員。

○6番（野村耕次郎） 本町では妊産婦や子供に対する数多くの支援を実施していることは理解しております。現状では産婦人科での受診時において医師などから出産時の対応について説明を受けているため、不測の事態についてはまれなケースかもしれませんが、備えることにこしたことはございません。少子化の中で子供が無事元気に生まれ、育っていく環境づくりが必要であると考えます。妊婦の心配を少しでも解消するべく検討していただきますよう再度町長に伺います。

○議長（竹ヶ原利明） 白川町長。

○町長（白川久純） 野村議員からの再質問にお答えしたいと思います。

本町では先ほど申し上げましたように妊婦に対する各種健診などでは一人一人の顔を見ながら、寄り添いながら、親身になって接しております。不安なことがあれば適時アドバイスを行うなど関係機関とも情報を共有しながらサポートを実施しているところでもあります。出産前はもちろんのこと、出産後も心配や不安が尽きないことから、産後ケア事業として支援が必要な方に対しては病院と連携しながらサポートを行う事業にも力を入れているところでもあります。議員がおっしゃるサポート、それから支援というのが移動手段ということであるとするならば、例えば事前登録した妊婦さんを病院へ運ぶ陣痛タクシーですとか安心ハイヤーと言われる事業、主にこれは都市部などで民間のハイヤー会社が行っている例があります。本町のように運転手さん、業務車両が限られている、その中で対応が可能なのかどうかということが1つあるかと思えます。

また、これは道北のある消防署でありますけれども、救急車による妊婦の救急搬送というものを実施しているところがございます。これは緊急時に移動手段がなくてかかりつけ医などが救急車による搬送が必要と判断した場合に、事前に妊婦さんの出産

に係る情報を消防署に登録しておくことで、その情報を基に救急車で医療機関へ搬送するというものでございます。これが実現のためには救急車両の適正な利用の観点も含めて広域消防事務組合の中で議論が必要になってくるかというふうに思います。

次代を担う大切なお子さんが健やかに元気に生まれ育っていくことは大変重要なことだというふうに考えておりますし、またかけがえのないお子さんは町の重要な宝であるというふうに考えております。今後行政の施策として何ができるのか、何をすべきか、少しでも不安を和らげることができる方法はないか、様々な状況を考慮し、各種の施策を進めていきたいというふうに考えております。

また、これは今年の統計でありますけれども、北海道では道内179市町村のうち分娩が可能な病院や診療所がある自治体は27の市町になっている。これからお産ができないまちが増えるのではないかと、雨竜町にもございませんけれども、そんなことが危惧されております。これは少子化問題にも関わることでございますし、これは全道的な課題であるというふうに思います。町村会等も通じて情報の共有や関係機関への要請なども今後進めていく必要があるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（竹ヶ原利明） 6番、野村耕次郎議員。

○6番（野村耕次郎） 先ほどの答弁の中でいろいろな自治体の取組がございました。そのことが本町にとって妥当なのか、いい状況になるのか、ちょっと定かではございませんが、いろんな取組の中で今後とも進めていかなければならないと考えております。出産は地域社会にとって大きな喜びであり、新しい命の誕生を支えることは町全体の活性化にもつながりますし、安心して産み育てられるさらなるサポートの充実を申し上げて終わります。

以上でございます。

○議長（竹ヶ原利明） 今のは答弁は要りますか。

○6番（野村耕次郎） 要らないです。

○議長（竹ヶ原利明） 以上で一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時20分

○議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

◎議案第42号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号5、議案第42号 専決処分した事件の承認について「令和6年度雨竜町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） 議案第42号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和6年12月10日提出、雨竜町長、白川久純。

1枚めくっていただきまして、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度雨竜町一般会計補正予算（第4号）について下記のように専決処分する。

令和6年10月4日、雨竜町長、白川久純。

記といたしまして、令和6年度雨竜町一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度雨竜町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ684万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,699万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

お手元の10月4日付の一般会計補正予算（第4号）をお開きください。1ページ目、2ページ目、第1表、歳入歳出予算補正でございますけれども、歳入、歳出ともに684万4,000円を追加いたしまして、40億1,699万5,000円とす

るものでございます。

事項別明細書の6ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額60万円を追加いたしまして、2,312万5,000円とするものでございます。12節委託料で60万円は、行政支援業務委託料となっております。

4項選挙費、2目衆議院議員選挙費、補正額624万4,000円を追加いたしまして、同額624万4,000円。節の中で1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで書かさせていただきますけれども、内容につきましては令和6年10月27日投開票が実施されました第50回衆議院議員総選挙、第26回の最高裁判所裁判官国民審査、これに伴う関連経費となっているところでございます。中でも17節備品購入費317万4,000円、開票事務機器購入となっておりますけれども、これにつきましては最高裁判所裁判官の国民審査の投票読み取り集計機1台を購入しているものでございます。

歳入のほうに移ります。5ページをお開きください。10款1項1目地方交付税、補正額125万9,000円を追加いたしまして、16億6,318万6,000円とするものでございます。1節地方交付税で125万9,000円、普通交付税の増となっております。財源として予算化をしているものでございます。

14款国庫支出金、3項国庫委託金、1目総務費国庫委託金、補正額558万5,000円を追加いたしまして、574万9,000円とするものでございます。1節総務費委託金で558万5,000円につきましては、衆議院議員選挙の委託金という形で入金になっているものでございます。

以上で議案第42号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案は項目が少ないため、質疑は予算書に従い、歳入、歳出とも款ごとといたします。

まず、歳出から行います。6ページをお開きください。2款総務費について質疑あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑に入ります。5ページをお開きください。10款地方交付税について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 14款国庫支出金について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 以上で歳入の質疑を終わります。

それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第42号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第42号 専決処分した事件の承認について「令和6年度雨竜町一般会計補正予算(第4号)」は、報告のとおり承認されました。

◎議案第43号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号6、議案第43号 議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長(源 英博) 議案第43号 議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月10日提出、雨竜町長、白川久純。

記といたしまして、議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

説明といたしまして、議会議員の期末手当の支給月数を改正するものでございます。

お手元に議案第43号から46号資料があらうかと思えます。こちらで説明をさせていただきます。四角く囲った2番目の期末、勤勉手当の支給月数でございますが、4.5月から4.6月に引き上げる。議会議員の欄でございますが、6年度期末手当4.5、合計のところでございますが、4.5から4.6月に改定すると。7年度以降につきましても同じ4.6月にするというものでございます。

議案のほうに戻っていただきまして新旧対照表でございますが、新旧対照表の附則でございます。1項、施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用すると。

第2項につきましては、期末手当の内払いとなっております。

以上で議案第43号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第43号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号 議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第44号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号7、議案第44号 特別職給料額等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） 議案第44号 特別職給料額等支給条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職給料額等支給条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月10日提出、雨竜町長、白川久純。

記といたしまして、特別職給料額等支給条例の一部を改正する条例。

特別職給料額等支給条例の一部を別紙のように改正する。

説明といたしまして、特別職の期末手当の支給月数を改正するものでございます。

お手元の議案第43号から46号資料に基づいて説明いたします。2のところの期末、勤勉手当の支給月数、特別職の部分でございませけれども、6年度合計で期末手当4.5月から4.6月に、7年度以降4.6月にという形に変更するものでございます。

新旧対照表の附則でございませ。附則といたしまして、第1項、施行期日、この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

2項につきましては期末手当の内払い、3項につきましては令和6年12月に支給する期末手当の特例について記したものでございませ。

以上で議案第44号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第44号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 特別職給料額等支給条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号8、議案第45号 雨竜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長(源 英博) 議案第45号 雨竜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月10日提出、雨竜町長、白川久純。

記といたしまして、雨竜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

雨竜町職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

説明といたしまして、国家公務員の給与改定等に準じ、本条例を改正するものでございます。

お手元の議案第43号から46号資料に基づいて説明いたします。まず、1番目の部分でございますが、一般職員の給料表でございます。平均改定率といたしましては3%、初任給につきましては大卒者2万3,800円、高卒者2万1,400円を引き上げるものでございます。若年層に重点を置きまして、そこから改定率を逡減させる形で俸給表を引上げ改定となつてございまして、括弧書きでございますが、1級で

11. 1%、2級で7.6%、3級で3.1%、4級で1.3%、5級以上の管理職につきましては1.2%という形になるところでございます。

2番目の期末、勤勉手当の支給月数でございますけれども、一般職の部分、合計欄の部分で読み上げますけれども、一般職で期末の部分が2.45、2.05、合わせて4.5月だったものが2.5、2.1月という形で改正するものでございます。同じく7年度におきましてはそのままの改定率となりまして、期末手当は2.5、勤勉手当2.1の4.6月という形になるところでございます。その下の定年前再任用短時間勤務職員でございますけれども、合計の部分で現状期末手当が1.375、勤勉手当が0.975、合わせて2.35月だったものが期末手当1.4、勤勉手当1.0%の2.4月になるところでございます。7年度につきましても期末手当は1.4と、勤勉手当1.0と、合わせて2.4に変更するというものでございます。

裏面でございますが、3番目の扶養手当の見直しでございますが、現行、6年度、配偶者の部分につきましては6,500円、7年度は3,000円、8年度に向かつては廃止という形になります。子の部分につきましては、1人当たり6年度は1万円、7年度は1万1,500円、8年度は1万3,000円と変更するものでございます。

4番目の管理職の特別勤務手当の支給対象拡大ということで、これは時間の変更でございますけれども、現行は午前零時から午前5時までが対象となっていたものが改定後は午後10時から午前5時までの時間の変更となるものでございます。

5番目の定年前再任用された職員への手当の支給拡大でございますが、住居手当、現行は支給なし、それから寒冷地手当支給なしとなっておりますけれども、改定後、令和7年度から住居手当、それから寒冷地手当ともに一般職員と同じという形であるところでございます。

議案のほうに戻りますけれども、45号議案の8ページ目、附則でございますけれども、附則といたしまして、第1項、施行期日等、この条例は、公布の日から施行すると。ただし、第8条及び第9条、これは扶養手当の関係ですけれども、この改正の規定は令和8年4月1日から、それから第12条の3、これは管理職の特別手当の部分です。それから、及び第20条の2、これは特定職員の適用除外の部分でございますけれども、この改正規定は令和7年4月1日からそれぞれ施行すると。

2項につきましては、改正後の別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用、これは給料表の関係でございます。

第3項は給与の内払い、第4項は令和6年12月に支給する期末手当の特例、第5項は令和6年12月に支給する勤勉手当の特例、第6項は扶養手当の支給に関する経過措置となっているところでございます。

以上で議案第45号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第45号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号 雨竜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号9、議案第46号 雨竜町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） 議案第46号 雨竜町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のよ

うに制定するものとする。

令和6年12月10日提出、雨竜町長、白川久純。

記といたしまして、雨竜町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例。

雨竜町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

説明といたしまして、国家公務員の給与改定に準じ、本条例を改正するものでございます。

お手元資料の議案第43号から46号資料の裏面の一番下でございます。6番目の寒冷地手当の支給額、級地の変更、支給月11月から3月と書かれてございますけれども、現行の6年度につきましては世帯主である職員、扶養親族のある職員につきましては2万6,380円、6年度の改定で1級地で2万9,400円と、7年度から2級地に変更で2万6,000円という形になります。この級地の変更につきましては、寒冷地手当の級地区分というのがございまして、現状今まで1級地となっておりまして、この1級地につきましては寒冷、積雪を考慮した中の豪雪地帯ということで1級地になってございましたけれども、令和7年度以降、雨竜町につきましては2級地変更という形になるところでございます。その横のその他の世帯主につきましては、6年度は1万4,580円、6年度改定で1万6,200円、7年度は2級地で1万4,500円。その他職員の部分につきましては、6年度は現行で1万3,400円、6年度改定後は1万1,500円、7年度は2級地として9,800円と変更になるものでございます。

新旧対照表の部分の附則でございますけれども、附則といたしまして、1項、施行期日等、この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定及び3項の規定は、令和6年11月1日から適用すると。

2項につきましては寒冷地手当の内払い、それから3項につきましては令和6年度に支給する寒冷地手当の額について記したものでございます。

以上で議案第46号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第46号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号 雨竜町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時30分

○議長(竹ヶ原利明) 休憩を解き会議を再開します。

◎議案第47号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号10、議案第47号 雨竜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長(源 英博) 議案第47号 雨竜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について。

雨竜町農業集落排水事業の設置等に関する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年12月10日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明いたします。

○議長（竹ヶ原利明） 西井技術長。

○産業建設課技術長（西井浩司） 説明といたしまして、農業集落排水事業に公営企業会計法の財務規定等を適用するため、農業集落排水事業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるものであります。

次のページをお開きください。雨竜町農業集落排水事業の設置等に関する条例（案）となります。

第1条につきましては、農業集落排水事業の設置についての記載となっております。

第2条は、設置の目的についての記載です。

第3条、経営の基本についての記載でありまして、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営することとしております。

第4条、重要な資産の取得及び処分、予算で定めなければならない農業集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分について定めております。

第5条につきましては、議会の同意を要する賠償責任の免除についての記載であります。地方自治法第243条の2の8第8項の規定によりまして業務従事者の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、賠償額を10万円以上と設定するものであります。

第6条、会計事務の処理、会計事務における収納ほかに関する事務は、会計管理者が行うものと定めるものであります。

第7条、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、負担付きの寄附の受領等でその金額が100万円以上のもの及び損害賠償の額の決定でその金額が30万円以上のものは議会の議決を得なければならないこととしております。

第8条、業務状況説明書類の作成、農業集落排水事業に関して作成しなければならない業務の状況を説明する書類について記載すべき事項を定めるものであります。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、雨竜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第47号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号 雨竜町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号

○議長(竹ヶ原利明) 日程番号11、議案第48号 雨竜町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長(源 英博) 議案第48号 雨竜町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について。

雨竜町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月10日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明いたします。

○議長(竹ヶ原利明) 西井技術長。

○産業建設課技術長(西井浩司) 説明といたしまして、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、農業集落排水事業における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものであります。

次のページをお開きください。雨竜町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例(案)となっております。

第1条、目的についての記載となります。地方公営企業法の規定に基づき、剰余金の処分等に関する必要な事項を定めております。

第2条、利益処分の方法及び積立金の取崩しについて定めております。前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額があるときは当該残額の20分の1を下らない金額を減債積立金に積み立て、残りの額を企業債の額に達するまで減債積立金として積み立てることを規定しております。

第2項、残額に対する積立金の種類、第3項には積立金の目的、第4項では議会の議決を経た場合については積立金をその目的以外に使用できるものと定めております。

第3条につきましては資本剰余金の積立てについて、第4条については欠損の処理について定めたものであります。

附則、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、雨竜町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第48号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 雨竜町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号12、議案第49号 雨竜町農業集落排水処理施設

維持管理基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） 議案第49号 雨竜町農業集落排水処理施設維持管理基金条例を廃止する条例の制定について。

雨竜町農業集落排水処理施設維持管理基金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月10日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明いたします。

○議長（竹ヶ原利明） 西井技術長。

○産業建設課技術長（西井浩司） 記といたしまして、雨竜町農業集落排水処理施設維持管理基金条例を廃止する条例。

雨竜町農業集落排水処理施設維持管理基金条例は廃止する。

附則としまして、附則、この条例は、令和7年3月31日から施行する。

説明といたしまして、農業集落排水事業に公営企業会計法の財務規定等の適用に伴い、本条例を廃止するものであります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第49号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 雨竜町農業集落排水処理施設維持管理基金条例を廃止する

条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号ないし議案第58号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号13、議案第50号 雨竜町ジュニアスクールを管理する指定管理者の指定について、日程番号14、議案第51号 南竜地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について、日程番号15、議案第52号 伏古地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について、日程番号16、議案第53号 雨竜町高齢者コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について、日程番号17、議案第54号 豊里地域コミュニティセンターを管理する指定管理者の指定について、日程番号18、議案第55号 洲本地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について、日程番号19、議案第56号 面白内地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について、日程番号20、議案第57号 第10町内コミュニティセンターを管理する指定管理者の指定について、日程番号21、議案第58号 追分公園を管理する指定管理者の指定について、以上9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） 議案第50号 雨竜町ジュニアスクールを管理する指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、雨竜町ジュニアスクールを管理する指定管理者を次のとおり指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月10日提出、雨竜町長、白川久純。

以降表題のみ読み上げます。議案第51号 南竜地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について、議案第52号 伏古地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について、議案第53号 雨竜町高齢者コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について、議案第54号 豊里地域コミュニティセンターを管理する指定管理者の指定について、議案第55号 洲本地区コミュニ

ティセンター等を管理する指定管理者の指定について、議案第56号 面白内地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について、議案第57号 第10町内コミュニティセンターを管理する指定管理者の指定について、議案第58号 追分公園を管理する指定管理者の指定について。

この詳細につきましては、担当課より説明をいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） 議案第50号の記といたしまして、1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、雨竜町ジュニアスクール、所在地、雨竜町字満寿33番地94。

2、指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び所在地、名称、いがらし塾、代表者の氏名、塾長、五十嵐英昭、所在地、雨竜町字満寿31番地56。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間。

説明といたしまして、地方自治法の規定に基づき、雨竜町ジュニアスクールの管理を上記指定管理者に指定したいので、議会の議決を求めるもの。

以降につきましては資料により詳細を説明させていただきたいと思います。議案第50号から58号資料を御覧いただきたいと思います。議案番号50につきましては先ほど説明してございますので、51号から読み上げた中で説明をさせていただきたいと思います。議案番号51号、南竜地区コミュニティセンター、それと雨竜町コミュニティ防災センター、この2施設につきましては第1町内が指定管理者となる団体の名称でございます。議案第52号、伏古地区コミュニティセンター及び中島地区コミュニティセンター、この2施設につきましては第2町内、議案第53号、雨竜町高齢者コミュニティセンター、川上地区コミュニティセンター、川上公園、3施設につきましては第3町内で、議案第54号、豊里地域コミュニティセンター、第4町内で、議案第55号、洲本地区コミュニティセンター、牧岡地区コミュニティセンター、牧岡公園、この3施設につきましては第5町内で、議案第56号、面白内地区コミュニティセンター、渭の津地区コミュニティセンターにつきましては第6町内で、議案第57号、第10町内コミュニティセンターにつきましては中央営農組合で、議案第58号、追分公園につきましては第11町内で。

指定の期間につきましては、議案第51号から58号につきましては令和7年1月1日から令和8年12月31日までの2年間でございます。

以上、議案第50号から58号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 議案第50号から第58号までの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。議案第50号 雨竜町ジュニアスクールを管理する指定管理者の指定について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第50号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号 雨竜町ジュニアスクールを管理する指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 南竜地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第51号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号 南竜地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の

指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 伏古地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第52号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第52号 伏古地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 雨竜町高齢者コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第53号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第53号 雨竜町高齢者コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 豊里地域コミュニティセンターを管理する指定管理者の指定について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第54号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号 豊里地域コミュニティセンターを管理する指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 洲本地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第55号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号 洲本地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 面白内地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第56号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第56号 面白内地区コミュニティセンター等を管理する指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 第10町内コミュニティセンターを管理する指定管理者の指定について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第57号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第57号 第10町内コミュニティセンターを管理する指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 迫分公園を管理する指定管理者の指定について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第58号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 異議なしと認めます。

よって、議案第58号 迫分公園を管理する指定管理者の指定については、原案の

とおりの可決されました。

◎議案第59号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号22、議案第59号 令和6年度雨竜町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） 議案第59号 令和6年度雨竜町一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度雨竜町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,607万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,307万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正、債務負担行為の追加・変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年12月10日提出、雨竜町長、白川久純。

お手元の予算書、12月10日付、第5号をお開きください。まず、1ページ目、2ページ目でございますけれども、歳入歳出予算補正、補正額、歳入、歳出ともに4,607万7,000円を追加いたしまして、40億6,307万2,000円とするものでございます。

事項別明細書のほうの歳出のほうから説明をさせていただきます。ページでいう8ページをお開きください。1款1項1目議会費、補正額15万6,000円を追加いたしまして、3,662万9,000円とするものでございます。3節職員手当で15万6,000円、これは議員期末手当の増ということで8名分となっております。

2款総務費、1項総務管理費、8目企画費、補正額3,500万円を追加いたしまして、3億820万3,000円とするものでございます。10節需用費から12節

委託料まで、それぞれ需用費が1,700万円、11節役務費が300万円、12節委託料が400万円組んでございますけれども、中身につきましてはふるさと納税の増額によります返礼品等の関連経費の増となってございます。24節積立金1,100万円、ふるさと創生基金積立金の増となってございます。内容につきましては、ふるさと納税の増額分2,000万円を見込んでございまして、これの2分の1を積み立て、そして100万円は個人からの寄附を積み立てるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額100万円を追加いたしまして、1億6,177万5,000円とするものでございます。19節扶助費で100万円、冬季生活支援給付費の増となってございます。これにつきましては12月1日基準日の町民税非課税世帯への燃料費等高騰の補助となってございまして、今年度に限りまして1万円から1万5,000円へ増額するという事で、5,000円分の200世帯分を予算で組んでいるものでございます。

2目老人福祉費、補正額45万9,000円を追加いたしまして、4,830万3,000円。1節報酬で9,000円、シルバーハウス利用者選考委員報酬の増となってございます。当初委員会の開催分を3回見てございましたけれども、5回分に増やすものでございます。18節負担金補助及び交付金45万円、高齢者世帯等除雪費助成金の増となってございます。これにつきましては12月1日基準日で玄関前の除雪補助、2分の1補助をしてございますが、現状2万円の限度額を2万5,000円へ増額するものでございます。5,000円の90世帯分を補正で見ているものであります。

5目介護事業費、補正額297万円を追加いたしまして、1億1,388万7,000円とするものであります。18節負担金補助及び交付金で297万円、訪問介護・居宅介護支援事業推進補助金の増となってございます。訪問介護のほうでは当初17名分を見てございましたが、12名分、居宅介護では当初28名分を見てございましたが、20名分の利用ということで、介護利用料の収入減によりますところの施設利用負担金が増えるというものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、補正額85万2,000円を追加いたしまして、4,553万9,000円とするものであります。12節委託料で57万

2, 000円、総合行政システム改修委託料となっております。これにつきましては令和7年2月からの運用となります重度、乳幼児、ひとり親家庭の医療費助成の申請、これの年度途中の転入者に伴います所得情報を得るために個人番号の照会利用システムを開始するものでございます。18節負担金補助及び交付金28万円、新型コロナワクチンの予防接種費用の助成金の増となっております。当初1本で5人分のワクチンを使用という予定でございましたけれども、申込人数によりましてワクチンが無駄にならないよう1人1本のワクチンに変更するというもので増額するものでございます。

3目環境衛生費、補正額39万4,000円を追加いたしまして、1億923万8,000円とするものでございます。10節需用費で39万4,000円、光熱水費の増につきましては最終処分場の電気料の増となっております。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農地費、補正額42万8,000円を追加いたしまして、7,602万1,000円とするものでございます。18節負担金補助及び交付金で42万8,000円、水利施設管理強化事業補助金の増と。内容につきましては、面白内、牧岡、南伏古の揚水機場の電気料高騰分の省エネルギー化推進事業補助となっております。間接補助で、改良区のほうへ支出するものでございます。

次のページ、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費につきましては財源振替、42万1,000円を財源振替となっております。内容につきましては、社会資本整備事業補助金となっております。路面性状調査委託業務で増額申請に係る国庫補助の増となっております。

3項河川費、1目河川総務費につきましても財源振替で、154万円を財源振替するものでございます。内容につきましては、地域づくり総合交付金事業で鴨居沢川のり面、護岸工事に係ります道補助、補助率2分の1となっております。この受入れによる財源振替となっております。

10款教育費、1項教育総務費、3目学校管理費、補正額8万4,000円を追加いたしまして、9,860万7,000円とするものでございます。17節備品購入費で8万4,000円、学校共通備品購入費の増となっております。内容につきましては、中型スクールバス2台分のドライブレコーダーの取替えとなっております。

現状7年経過して修繕するものでございます。

4項社会教育費、2目公民館費、補正額70万円を追加いたしまして、1,758万5,000円とするものでございます。10節需用費で70万円、修繕費の増、内容につきましては公民館のボイラーばい煙濃度計の取替えとなっております。これは、異常燃焼を事前に知らせる機器となっております。現状30年経過して修繕するものでございます。

13款1項1目職員費、補正額403万4,000円を追加いたしまして、4億7,181万5,000円とするものでございます。2節給料で403万4,000円、一般職給料の増と、職員55名分の給料の増となっております。

歳入に移ります。6ページをお開きください。10款1項1目地方交付税、補正額853万8,000円を追加いたしまして、16億7,172万4,000円とするものでございます。1節地方交付税で853万8,000円、普通交付税の増、財源を充当するものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、補正額42万1,000円を追加いたしまして、1億4,409万8,000円とするものでございます。1節道路橋梁費補助金で42万1,000円、社会資本整備事業交付金の増と、これは先ほど説明いたしました路面性状調査分の国庫補助となっております。

15款道支出金、2項道補助金、3目衛生費道補助金、補正額15万円を追加いたしまして、523万円とするものでございます。1節保健衛生費補助金で15万円、地域づくり総合交付金、これにつきましては在宅精神障害者の社会復帰施設利用事業と交通費の道補助となっているところでございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額42万8,000円を追加いたしまして、2億8,163万6,000円とするものです。1節農業費補助金で42万8,000円、水利施設管理強化事業補助金の増につきましては、先ほど説明いたしました揚水機場の3か所の電気料補助金でございます。

5目土木費道補助金、補正額154万円を追加いたしまして、2,500万円とするものです。1節河川費道補助金で154万円、地域づくり総合交付金、これも歳出のほうで説明いたしました鴨居沢川ののり面工事補助となっております。

17款1項寄附金、2目指定寄附金、補正額2, 100万円を追加いたしまして、2億2, 100万円とするものでございます。1節指定寄附金で2, 100万円、指定寄附金の増と。ふるさと納税分で2, 000万円、個人寄附で100万円を見ているものでございます。

18款1項1目繰入金、補正額1, 400万円を追加いたしまして、3億8, 942万7, 000円とするものです。1節基金繰入金で1, 400万円、ふるさと創生基金繰入金の増となっております。内容につきましては、過年度申込みのあったふるさと納税の定期便の発送に係る経費を繰り入れるものでございます。

3ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正でございます。上段部分は追加分となっております、一番上段はジュニアスクールの指定管理費、期間は7年度の1年間分、その下、南竜地区コミュニティセンター等の指定管理費から下の追分公園の指定管理費まで8件ございまして、期間は令和7年度から令和8年度までの2年間という形で追加するものでございます。

その下、変更といたしまして国営新雨竜二期土地改良事業負担金、変更前の部分につきましては期間の部分で8年度までが変更後9年度までと、内容につきましては工事が7年度から8年度まで延びたことによりまして精算負担金請求が9年度にかかるため、変更するものでございます。

以上で議案第59号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案は、項目が少ないため、質疑は予算書に従い、歳入、歳出とも款ごととします。まず、歳出から行います。8ページをお開きください。1款議会費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 2款総務費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 8ページから9ページ、3款民生費について質疑ありません

か。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 4款衛生費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 6款農林水産業費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 10ページ、8款土木費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 10款教育費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 11ページ、13款職員費について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑に入ります。6ページをお開きください。10款地方交付税について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 14款国庫支出金について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 15款道支出金について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 17款寄附金について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 7ページ、18款繰入金について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹ヶ原利明) 以上で歳入の質疑を終わります。

次に、3ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（竹ヶ原利明） それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第59号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号 令和6年度雨竜町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号23、議案第60号 令和6年度雨竜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） 議案第60号 令和6年度雨竜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度雨竜町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ769万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,434万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月10日提出、雨竜町長、白川久純。

お手元の12月10日、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を御覧ください。

さい。

まず、1ページ目、2ページ目でございますけれども、歳入歳出予算補正として、歳入、歳出ともに補正額769万4,000円を追加して、2億3,434万6,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出のほうに移ります。6ページ目でございますけれども、3款1項1目予備費で補正額769万4,000円を追加いたしまして、799万4,000円とするものでございます。予備費の増といたしまして、これは7年度より公会計への移行に伴いまして基金等を整理するものとなってございます。

歳入のほうに移ります。5ページをお開きください。4款1項繰入金、2目基金繰入金、補正額51万4,000円を追加いたしまして、590万円とするものでございます。1節維持管理基金繰入金で51万4,000円、維持管理基金の繰入金の増となってございます。これは基金条例の廃止に伴います整理となってございます。

5款1項1目繰越金、補正額379万7,000円を追加いたしまして、380万7,000円とするものでございます。1節前年度繰越金といたしまして379万7,000円、前年度繰越金の増、公会計移行に伴います繰越金の整理となってございます。

6款諸収入、2項1目雑入、補正額338万3,000円を追加いたしまして、338万4,000円とするものでございます。1節雑入で338万3,000円、雑収入の増となってございます。内容につきましては、5年度の消費税還付金となっているところでございます。

以上で議案第60号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案は項目が少ないため、質疑は予算書に従い、歳入、歳出とも款ごととします。

まず、歳出から行います。6ページをお開きください。3款予備費について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑に入ります。5ページをお開きください。4款繰入金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 5款繰越金について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 6款諸収入について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 以上で歳入の質疑を終わります。

それでは、全体を通して質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第60号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号 令和6年度雨竜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時35分

○議長（竹ヶ原利明） 休憩を解き会議を再開します。

◎議案第61号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号24、議案第61号 雨竜町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

源副町長。

○副町長（源 英博） 議案第61号 雨竜町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月10日提出、雨竜町長、白川久純。

詳細につきましては、担当課より説明させます。

○議長（竹ヶ原利明） 安田総務課長。

○総務課長（安田尚之） 記といたしまして、雨竜町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例。

雨竜町個人情報保護法施行条例の一部を別紙のように改正する。

説明といたしまして、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧ください。雨竜町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表。現行の欄を御覧いただきたいと思いますけれども、第3条第5項及び第6項におきまして懲役と書かれている条文を改正案にございます拘禁刑に改正するものでございます。備考欄にございますが、刑法等の一部改正によるものでございます。

表の下段、附則、第1条、施行期日、この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

第2条につきましては罰則の適用等に関する経過措置を、次のページを御覧いただきたいのですが、第3条におきましては人の資格に関する経過措置につきまして記載がされているものでございます。

以上、議案第61号、雨竜町個人情報保護法施行条例の一部改正についての説明と

いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。議案第61号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号 雨竜町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号25、議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

白川町長。

○町長（白川久純） ただいま上程いただきました議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年12月10日提出、雨竜町長、白川久純。

記、氏名、柴垣一男、任期、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年。

説明といたしまして、人権擁護委員、柴垣一男氏は、令和7年3月31日任期が満了するので、上記の者を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるも

のであります。

裏面にご本人の経歴が載っておりますので、ご一読いただきたいと思います。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件であり、この際討論を用いないで原案に同意することに決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦については、当該候補者が適任であると認め、原案に同意することに決しました。

◎発議第1号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号26、発議第1号 雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

須見栄一議員。

○8番（須見栄一） 発議第1号、令和6年12月10日、雨竜町議会議長、竹ヶ原利明様、提出者、雨竜町議会議員、須見栄一、賛成者、雨竜町議会議員、沖田浩一、賛成者、雨竜町議会議員、吉見拓也。

雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び雨竜町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

内容につきましては、担当の事務局より説明をいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 小宮山局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 記、雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を別紙のように改正する。

説明といたしまして、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表。現行にあります53条、54条、55条それぞれの条項にあります懲役とあるものを今回の刑法の一部改正により拘禁刑と改正するものであります。

附則といたしまして、第1条、施行期日、この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

第2条に罰則の適用等に関する経過措置、次の第3条で人の資格に関する経過措置をうたうものでございます。

以上で発議第1号 雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。発議第1号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 討論がないので、直ちに採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号 雨竜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第6号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号27、意見書案第6号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

吉見拓也議員。

○1番（吉見拓也） 意見書案第6号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書。

地方自治法第99条の規定により、別記関係行政庁に対し標記意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和6年12月10日提出。

提出者、雨竜町議会議員、吉見拓也。賛成者、雨竜町議会議員、野村耕次郎、同じく賛成者、雨竜町議会議員、佐々木徹。

雨竜町議会議長、竹ヶ原利明様。

記、提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣。

次ページをお開きください。本意見の要旨につきましては、農政の憲法と呼ばれる食料・農業・農村基本法は、抜本的な政策の見直しが期待された中、25年ぶりに改正されたが、これまでの農政が十分に検証されておらず、来年3月までに改訂する基本計画に向けては農業生産の基盤強化や食料安全保障としての予算確保、今後の適正な価格形成においては生産コストを補えない分の所得補償制度の導入などが求められており、持続可能な農業の発展、生産現場の意見に寄り添った農政の確立に向け、食料・農業・農村基本計画の改訂など、改正基本法の実効性確保などについて国へ要望するものです。

記を朗読し、説明に代えさせていただきます。

1、改正基本法に基づく次期基本計画の改訂にあたっては、食料安全保障の強化に

向けて農業予算を拡充するとともに、国内農業生産の増大を図る意欲的な目標値を設定し、年一回の目標達成の状況調査・公表のみならず、未達成品目の実効性を確保する具体的な施策を講ずるなど食料自給率の向上に努めること。

2、適正な価格形成について、生産現場が求めるコスト上昇分を価格転嫁した場合、消費減退などを招くことや、最終的な価格は当事者間の交渉に委ねるとしていることから、一方的に消費者へ負担させるのではなく、生産コストを補えない恒常的な赤字部分については、再生産を可能とする所得補償制度を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月10日、北海道雨竜郡雨竜町議会。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（竹ヶ原利明） 説明が終わりました。

本案は、質疑、討論を省略し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎会議案第6号

○議長（竹ヶ原利明） 日程番号28、会議案第6号 閉会中の委員会所管事務調査についてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局長。

○事務局長（小宮山めぐみ） 会議案第6号 閉会中の委員会所管事務調査について。

閉会中の所管事務調査について、各委員会より次のとおり申出があったので許可することについて付議する。

令和6年12月10日提出、雨竜町議会議長、竹ヶ原利明。

記といたしまして、委員会名、議会運営委員会。件名、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、令和7年第1回定例会

まで。

委員会名、行政常任委員会。件名、いきいき元気村の維持管理と運営。調査期間、令和7年第1回定例会まで。

以上で説明を終わります。

○議長（竹ヶ原利明） 質疑があれば受けます。

（「なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 本案は質疑もないので、原案のとおり決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹ヶ原利明） 異議なしと認めます。

よって、会議案第6号 閉会中の委員会所管事務調査については、申出のとおり許可することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（竹ヶ原利明） 以上で本議会に付議された議案全部の審議が終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和6年第4回雨竜町議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時53分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

雨竜町議会議長

署名議員

署名議員